

# 滋賀労働

Mother  
Lake

滋賀県労働広報紙

658号  
2021

## 『第92回メーデー』

5月1日は労働者の祭典「メーデー」です。日本では1920年に第1回メーデーが開催され、今年で92回目を迎えました。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、昨年に引き続き、ウェブでの配信や規模を縮小しての開催となりました。

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第92回滋賀県労働者統一メーデーの式典をすべて中止し、ウェブによるメッセージ配信や街宣車によるPR活動などを行いました。

『新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような数多くの仲間が同じ場所に集結することが叶わない状況が続いている。しかし、労働の尊厳を称えるメーデーの意義は不変であり、今年ではウェブでつながった。世界の多様な働く仲間が、時間や場所を超えて思いを集結し、声を上げていこう』と発信し、『今こそ心をひとつに、分断から連帯へ。支え合い・助け合いと共生の社会の実現を。私たちが先頭に立って働く仲間をまもり、笑顔のために感謝と思いやりの絆をつなぎ、希望あふれる未来を切り拓いていく』とメーデー宣言を採択しました。



また、滋賀県労連等を中心とする滋賀県民メーデー実行委員会は、第92回滋賀県民メーデー中央集会等を県内6ヶ所で開催するとともに、石山・草津駅前において街頭宣伝を行いました。

大津市の膳所城跡公園では、中央集会が行われ、『8時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルールの確立』『なくせ貧困と格差。大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化』などをスローガンとして確認しました。リレートークは、非正規労働者や学生への支援などコロナ禍の情勢を反映した課題に向き合ったものとなりました。

### 神戸学院大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を 締結しました！

県と大学が相互に連携し、学生の県内企業等への就職活動を支援することにより、大学生等のU・I・Jターン就職を促進し、若者の県内定着を図ります。



(左から) 佐藤学長、三日月知事



(左から) 佐藤学長、三日月知事

#### 目次

- 表紙 第92回メーデー  
神戸学院大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結しました！
- P2 滋賀県雇用シェアサポートセンターのご案内  
産業雇用安定センターのご案内
- P3 シニアジョブステーション滋賀のご案内  
生涯現役促進地域連携事業について
- P4 おうみの名工、おうみ若者マイスター～推薦の受付について～  
しがジョブパークのご案内
- P5 在職者訓練のご案内  
能力評価試験のご案内
- P6 滋賀県の勤労者向け融資制度のご案内  
滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)締結企業・事業所募集
- P7 生産性向上支援訓練のご案内  
2021年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
- P8 令和3年度働き方改革・両立支援等助成金について  
くるみん(プラチナくるみん)認定とは？
- P9 高齢者・障害者雇用助成金のご案内  
経済センサスー活動調査への協力のお願い
- P10 労働委員会だより
- P11 労働保険年度更新手続についてお知らせ  
シルバー人材センターからのお知らせ
- P12 労働相談Q&A

7月1日～7日は全国安全週間です  
(令和3年度スローガン)

『持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場』

## 滋賀県雇用シェアサポートセンターのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務量が減少して従業員の雇用維持が困難になっている事業者と、従来から人手不足が続いている事業者の二極化が進んでいます。

滋賀県雇用シェアサポートセンターでは、このような危機を「多様な働き方」を推進する機会と捉え、分野を横断した在籍型出向および副業を総合的に支援します。

### 主な事業内容

- ・社会保険労務士による相談対応
- ・キャリアコンサルタントによる相談対応
- ・就業規則改正の支援
- ・社員向けキャリア開発セミナー開催
- ・業務切り出しコンサルティング
- ・副業者向け合同企業説明会
- ・雇用シェアに係る助成金に関する情報提供

### ○連絡先

滋賀県雇用シェアサポートセンター

住所：大津市梅林一丁目3番 25号 大津駅前第一森田ビル6階

電話：077-510-1005 FAX：077-510-1006

E-mail：info@shiga-ksc.com

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758

失業期間なしの人材マッチングに向けて連携  
(情報共有、合同事業者訪問など)

## 産業雇用安定センターのご案内

～失業なき労働移動の実現をめざす再就職・出向の専門機関～

### 確かな実績と信頼

当センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などと緊密な連携により、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、1987年設立以来、22万人の就職を実現。

### 幅広いデータベース

幅広い人材の採用、社員の再就職・出向をご希望の企業様にきめ細やかな相談、アドバイスをしています。また、ハローワークや経済団体等と連携し豊富な人材情報を提供しています。

### 相談等の費用は無料

情報提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。

☆再就職・出向等の人材マッチング

☆人材育成・交流、キャリアアップ出向支援

☆キャリア人材バンク事業

★セミナー事業のみ有料

お気軽にお電話にて  
ご相談ください！！



公益財団法人

産業雇用安定センター滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10

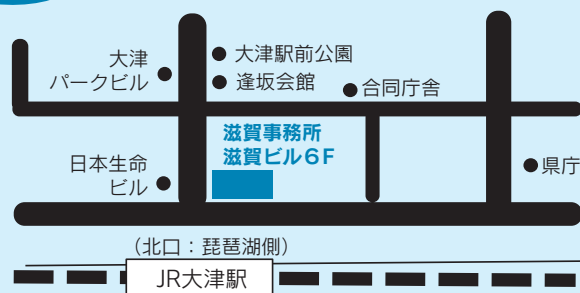
滋賀ビル6階

★大津駅北口から徒歩3分

TEL：077-526-3991

FAX：077-526-2761

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>



## シニアジョブステーション滋賀のご案内

## 中高年齢者の多様な働き方を応援！

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイス等も行っています。

ぜひ、お気軽にご利用ください

## ●利用時間

8時30分～17時まで（受付：16時まで）  
※土日・祝日、年末年始は休業

## ●設置場所

大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階  
（JR大津駅北口から徒歩2分）

## ●対象者

概ね45歳以上の就労を希望する方  
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

## 《出張相談（予約制）》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

## 《各種セミナー》

就職活動やライフプランに役立つセミナーを毎月開催。

相談無料

## ●相談

1回50分程度 予約優先・無料

## ◇ハローワークコーナー（職業紹介）

・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など

## ◇シニア相談コーナー

・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など

## ◇企業相談コーナー

・人材確保・人材活用のプランニング支援など

## ◇その他

・福祉のお仕事出張相談（毎月第2木曜午後）、模擬面接の練習など

## 【連絡先・お問合せ先】

シニアジョブステーション滋賀

TEL：077-521-5421 / FAX：077-521-5455

E-mail：s-job@bird.ocn.ne.jp

シニアジョブステーション滋賀 検索

## 生涯現役促進地域連携事業

— しがアクティブシニア活躍推進事業 —

シニア世代の活躍へ 就労・地域活動や雇用促進に向け、様々な取組を展開しています！  
～ お気軽にご利用・ご参加ください～

—シニア世代の皆様へ—

## しがアクティブシニア相談窓口

相談  
無料

予約  
優先

キャリアコンサルタント(国家資格)が、シニア世代の就労や社会活動等を応援！

【このようなお悩みの際には、お気軽にご相談ください】

- ・定年退職後も再就職したい。
- ・キャリアを生かした仕事がしたい。
- ・ボランティアなどの地域活動に参加してみたい。

## 《しがアクティブシニア相談窓口（草津駅前）》

■ 草津市大路一丁目1-1（ガーデンシティ草津エルティ932 3階）  
滋賀県介護・福祉人材センター内  
・TEL 077-567-3925

## 《しがアクティブシニア相談窓口（近江八幡）》

■ 近江八幡市鷹飼町105-2（滋賀県婦人会館内）  
・TEL 0748-37-8100

—事業主・採用担当の皆様へ—

## 企業訪問アドバイス事業

相談  
無料

専門の支援員が、企業・事業所を訪問。シニア世代の雇用事例やシニア向けの業務、職場環境改善等を具体的にアドバイス！人材不足でお悩みやシニアの雇用に関心がある場合、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

- その他にも、セミナーや仕事説明会など、シニア世代の生涯現役を応援する取組を実施。

## ◇生涯現役セミナー

・就労や地域活動等へのきっかけづくりとなる各種セミナーを開催。

## ◇仕事説明会・ボランティア体験会

・シニア世代の雇用に意欲的な企業の求める人材や仕事内容等を紹介する仕事説明会を開催。  
・ボランティアにふれることができる体験会を開催。

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会  
（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）

TEL：077-528-3759 / FAX：077-528-4873  
E-mail：info@shiga-geneki.jp

滋賀県 生涯現役 検索

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759



令和3年度

# 滋賀県技能者表彰（おうみの名工） おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和3年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

※最新の情報はホームページ（「滋賀県技能者表彰」「おうみ若者マイスター」で検索）をご確認ください。

【推薦受付・お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

☆令和3年度推薦受付期間 令和3年7月30日（金）（消印有効）まで

☆＜参考＞主な推薦基準 ※次のいずれにも該当する必要があります。

<b>おうみの名工 表彰</b>	1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能をいかして産業・社会に貢献し、他の技能者の模範と認められる者
<b>おうみ若者 マイスター 認定</b>	1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 各種技能競技大会で優秀な成績を収めるなど、特に優れた技能を有する者

※令和3年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などをご確認願います。

## 「しがジョブパーク」では、若年者や就職氷河期世代の 就職・職場定着、県内企業の人材確保を支援しています！



### 1 趣旨

学生を含む若年者から就職氷河期世代までの就職や職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保支援に取り組んでいます。また、セミナーやマッチングイベント、インターンシップ等各種事業を総合的に実施することで、若年求職者等の就業や県内企業の若手人材確保を双方向的に支援しています。

### 2 主な事業内容

#### (1) 相談事業

##### ①キャリアカウンセリングコーナー

- ・学生を含む若年者や就職氷河期世代からの就職相談を受け、就職や職場定着を支援
- ・県内企業の情報紹介、各種イベントの紹介
- ・県内大学等の学内就活イベントへ参加して相談対応

##### ②人材確保支援

- ・県内企業に対して、人材確保や育成に関する相談をパークまたは企業訪問時に実施
- ・相談内容を受け、企業のニーズに応じた提案を実施

#### (2) 主なイベント

##### ①就職面接会等

- ・卒業年次の学生等を対象に就職面接会を開催（年2回予定）

##### ②合同企業説明会

- ・卒業年次未満の学生等を対象に、合同企業説明会を開催（3日間実施予定）

##### ③企業向けセミナー

- ・県内企業を対象に、採用力向上や人材育成をテーマとした勉強会を開催（年3回予定）
- ・県内企業同士の交流やレベルアップを図るため情報交換会を実施（月1回予定）

##### ④インターンシップ

- ・学生等が県内企業と接する機会を設け、若年者の県内定着および企業の人材確保を図るインターンシップを実施

##### ⑤若者未来塾

- ・学生を含む若年者や就職氷河期世代の求職者を対象に、人材育成や就職支援等をテーマとしたセミナーを開催（年100回予定）

##### ⑥就職氷河期世代の就職支援セミナー

- ・就職氷河期世代を対象に、就職支援に繋げるセミナーを開催（年10回予定）

##### ⑦就業体験事業

- ・UIJターンによる県内企業への就職を推進するため、参加希望者を募り就業体験を実施

### 3 連絡先

しがジョブパーク

住所：草津市西渋川一丁目1-14 行岡第一ビル4階（草津駅西口より徒歩2分）

電話：077-561-0007

FAX：077-563-0304

E-mail: jinza@shigajobpark.jp

しがジョブパーク

検索

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

## 在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

#### 機械関係

（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計に活かす3次元CADアセンブリ技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、被覆アーク溶接技能クリニック、旋盤加工技術、鉄鋼材の熱処理技術、現場の安全確保（5S）と生産性向上など）

#### 電気・電子関係

（電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術、携帯通信端末によるPLC制御技術、高圧電気設備の保守点検技術など）

#### 建築関係

（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術、ネットワーク工程管理実践技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougij/		ポリテクセンター滋賀ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

## 公的資格試験

## 能力評価試験のご案内

		前 期			後 期		
ビジネス・キャリア検定試験	目的	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と事務能力の評価を行うことを目的とした試験です。					
	受験申請期間	4月12日(月)～7月16日(金)			10月4日(月)～12月10日(金)		
	試験日/合格発表	10月3日(日) / 2・3級:11月5日(金) 1級:12月10日(金)			2月20日(日) / 3月18日(金)		
	試験分野	人事・人材開発・労務管理、経理・財務管理、営業・マーケティング、生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略					
	受験料	1級 11,000円	2級 7,700円	3級 6,200円	BASIC 3,300円	2級 7,700円	3級 6,200円
	実施場所	滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)					
技能コンピュータサテライト試験	目的	教育訓練施設や事業所において、コンピューターを活用した各種サービスを行う人々の能力を評価する試験です。					
	受験申請期間	6月14日(月)～6月25日(金)			11月15日(月)～11月26日(金)		
	試験日/合格発表	7月11日(日) / 8月20日(金)			12月12日(日) / 1月14日(金)		
	受験料	1級:7,970円	2級:6,710円	3級:5,350円	1級:7,970円	2級:6,710円	3級:5,350円
	実施部門	ワープロ部門、表計算部門		使用ソフト	ワード・エクセル2019		
	実施場所	志津南まちづくりセンター(草津市若草5丁目10)					

※詳細は、ホームページ <https://shiga-nokaikyo.or.jp/> に掲載しております。

【お申込み・お問合せ先】滋賀県職業能力開発協会 TEL: 077-533-0850

# 滋賀県の勤労者向け融資制度

(令和3年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。

各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間 (据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

## 取扱金融機関

近畿労働金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問合せ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課  
TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

## 「家庭の教育」に企業・事業所の力を！ 滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふあみ） 締結企業・事業所募集中！



県教育委員会では、家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、自主的に取り組んでいただける企業・事業所と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しています。  
締結企業・事業所数：1,490（令和3年4月時点）

協定を締結いただくと...

その1：子育てについて学ぶ機会を支援（専門性を持つ講師を派遣！）

その2：県教育委員会発行の情報誌を送付

その3：ホームページなどで企業や事業所の取組を紹介 など

「企業・事業所等家庭教育サポート講座」をご活用ください

チラシや申込書はこちらから→



【お問合せ先】 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 TEL : 077-528-4654 FAX : 077-528-4962  
E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp <https://nionet.jp/index.html>

○しがふあみに関する情報は、お問い合わせいただくか、  
右記よりアクセスください。→





満足度  
99%

# 内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練

ハロートレニング  
— 急がば学ば —

◇ ◇ ◇ 生産管理、組織マネジメント、技能継承、IT活用による業務効率化など生産性向上におすすめ ◇ ◇ ◇

コースNo	開催日	コース名	会場
008	7/6	顧客志向の営業活動の分析と改善	①
009	7/7	職場のリーダーに求められる 統率力の向上	①
028	7/8・9 2日間	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用 (Excel 中級)	③
010	7/14	品質管理実践	②
029	7/27・28 2日間	ピボットテーブルを活用したデータ分析 (Excel 中級)	③
011	7/28	企画力向上のための論理的思考法	①

コースNo	開催日	コース名	会場
030	8/5	表計算ソフトを活用した業務改善 (Excel 初級)	④
S03	8/19	営業活動の見える化とコーチングによる 継承	①
031	8/19・20 2日間	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用 (Excel 中級)	⑤
032	8/24～26 3日間	表計算ソフトのマクロによる定型業務の 自動化 (Excel 上級)	⑤
S04	9/8	ノウハウ継承のための作業手順の作成法	①
S05	9/17	コーチングによる後輩への援助・指導	①

会場 ①ポリテクセンター滋賀 (大津市)  
②長浜商工会議所 (長浜市)  
③キャリアプラザビット滋賀本校 (栗東市)  
④PCカレッジスタック近江八幡校本校 (近江八幡市)  
⑤国際経営情報専門学校 (大津市)

訓練時間 9:30～16:30 定員 15名  
受講料 030 : 2,200円/人 (税込)  
032 : 4,400円/人 (税込)  
上記以外: 3,300円/人 (税込)

コース内容及び申込方法等は、下記HPをご参照ください。  
S03、S04、S05の対象は、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。  
10名様以上の場合は、貴社に講師を派遣して実施することもできます。



受講した社員から、生産・業務のプロセスの改善、生産現場の問題解決等に役立つ内容であったと聞いており、受講してもらってよかった (K社・彦根市)

### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部  
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター  
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176



URL : [https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei\\_kunren.html](https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html)

## 21世紀職業財団

# 2021年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

### 1. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年6月17日(木) 13:30～16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 中崎郁子

受講料 14,300円(テキスト代込)

### 2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2021年7月9日(金) 9:30～16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 井上泰世

受講料 28,600円(テキスト代込)

### 3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年8月26日(木) 13:30～16:30 担当講師 杉本登志子

2021年9月17日(金) 13:30～16:30 担当講師 山内理恵子

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 13,200円(テキスト購入別途)

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL(06)4963-3820

FAX(06)4963-3821

E-mail: [kansai@jiwe.or.jp](mailto:kansai@jiwe.or.jp)

URL: <http://www.jiwe.or.jp>



多彩な力が活躍する社会に

21世紀職業財団

## 令和3年度働き方改革・両立支援等助成金について

助成金名・コース等	内容・コース等 (★は新規)	金額 (原則)
両立支援等助成金	出生時両立支援コース	中小企業事業主 1人目 57万円 中小企業事業主以外 1人目: 28.5万円 育児目的休暇(1回限り) 28.5万 14.25万円
両立支援等助成金	介護離職防止支援コース	介護休業取得時28.5万円、復帰時28.5万円 介護両立支援制度 28.5万円 新型コロナウイルス感染症対応特例 20万円(5日~10日未満) 35万円(10日以上)
両立支援等助成金 育児休業等支援コース ①~④それぞれに対し助成	① 育児休業等取得時・復帰時	育児休業取得時28.5万円、復帰時28.5万円
	② 代替要員確保時	代替要員確保時47.5万円
	③ 職場復帰後支援	職場復帰後支援28.5万円
	④ 新型コロナウイルス感染症対応特例(小学校等の臨時休業等への対応)★	1人当たり5万円*1企業10人まで
両立支援等助成金 不妊治療両立支援コース	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた中小企業事業主に助成★	環境整備・休暇の取得等28.5万円
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度	① 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金★	① 1事業場1回限り15万円
	② 母性健康管理措置による休暇取得支援コース	② 1事業所1人あたり28.5万円
両立支援等助成金 女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づく行動計画に基づき自社の女性の活躍に関して具体的に取り組み目標を達成した、労働者数300人以下の事業主に対し助成	47.5万円
業務改善助成金	業務改善等に係る計画を作成・実施し事業所内最低賃金を一定以上引き上げた中小企業事業主に助成	事業場内最低賃金900円未満4/5
働き方改革推進支援助成金	① 労働時間短縮・年休促進支援コース	費用の3/4(一定の場合は4/5)それぞれ上限額あり
	② 勤務間インターバル導入コース	
	③ 労働時間適正管理推進コース: 労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等設定改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成★	500万円、一定の場合1,000万円
	④ 団体推進コース	
人材確保等支援助成金 (ワワークコース)	良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げる中小企業事業主に助成★	機器等導入助成 支給対象経費の30% 目標達成助成 支給対象経費の20%

働き方改革推進支援助成金、両立支援等助成金について

【お問合せ先】 滋賀労働局 雇用環境・均等室

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階 TEL: 077-523-1190

### 子育てサポート企業に向けて

### くるみん・プラチナくるみん認定を目指しませんか?



#### くるみん (プラチナくるみん) 認定とは?

Q. くるみん認定、プラチナくるみん認定とはどんなものですか。

◆ 行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした事業主が労働局へ申請を行うと、くるみん認定、プラチナくるみん認定を受けることができます。

Q. 認定を受けるとどんなメリットがありますか。

◆ 認定を受けると、「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」を商品、広告、求人広告、名刺等に表示することができ、子育てサポート企業であることをアピールできます。また、公共調達において加点評価される場合があります。

認定件数 (令和3年3月末現在)  
くるみん認定  
全国※ 3,543社、滋賀 62社  
プラチナくるみん認定  
全国 425社、滋賀 3社

※全国は認定企業のうち、公表することに了解を得た企業数

企業イメージの向上や優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業には労働者の仕事と子育ての両立を図るため一般事業主行動計画の策定・届出・公表・労働者への周知が義務付けられています。

認定を希望する事業主の皆様へ

認定に向けたご相談に対応いたします!

認定には要件があります。ご希望の際は、お早めにご相談ください。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室

〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階

TEL: 077-523-1190 FAX: 077-527-3277



<高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ>

## 高齢者・障害者雇用助成金のご案内

### <65歳超雇用推進助成金>

高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会実現のため、以下の措置を実施する事業主に対して助成金が支給されます。（全3コース）

- 【65歳超継続雇用促進コース】：65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入
- 【高齢者評価制度等雇用管理改善コース】：高齢者の雇用の促進を図るための雇用管理制度の整備（導入・見直し）及び高齢者に対する健康管理制度の導入
- 【高齢者無期雇用転換コース】：50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換

### <障害者雇用納付金制度に基づく障害者助成金>

施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合、事業主の経済的負担を軽減するための助成金が支給されます。

- 【障害者作業施設設置等助成金】 【障害者介助等助成金】 等

※令和3年度説明会については7月～9月の開催を予定しております。



### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部 高齢・障害者業務課

TEL：077-537-1214

[https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shiga/25\\_ks.html](https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shiga/25_ks.html)

あなたの回答で、日本の未来が見える。

令和3年 6月1日

# アンケート！ 経済センサス

経済センサス 活動調査 日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。全国すべての事業所・企業が対象です。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。ご回答よろしく申し上げます。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。



調査票のお届け方法は、事業所の形態により異なります。



- 1 単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く）、新設された事業所など → 調査員が訪問して調査票をお渡しします。
- 2 支所などがある企業、単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上等）など → 国が本社などにまとめて郵送します。

<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021

検索

総務省・経済産業省・滋賀県・市町からのお知らせです。

労働委員会  
だより

# 労使間のトラブルは一人で悩まずにまず相談！



## 労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、労働組合または労働者個人と使用者との間で生じた紛争のうち、当事者間では解決が困難になってしまったものを、中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

## 労働委員会の紛争解決制度

### ◆不当労働行為の審査

#### (労働組合と使用者との間の紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば…

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

### ◆労働争議のあっせん

#### (労働組合と使用者との間の紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・ 事業縮小と従業員の一斉解雇を通告された。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 給与体系の見直しで労使合意に至らない。

### ◆個別的労使紛争のあっせん

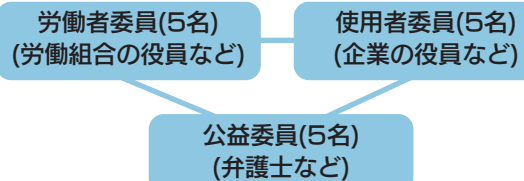
#### (労働者個人と使用者との間の紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 職場でハラメントを受けている。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

## 労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

### ◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法の要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、公告によりお知らせしています。

当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による  
**無料の労働相談を実施しています**

★毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁)  
電話での予約(4日前の月曜日午前中まで)をお願いします。

★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地)  
詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の**手続は無料**です。相談の**秘密は厳守**いたします。  
まずはお気軽にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

T E L : 077-528-4472

所在地 : 〒520-8577 大津市京町4-1-1  
滋賀県庁東館5階

U R L : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

## 滋賀労働局からのお知らせ

# 労働保険年度更新手続は 6月1日(火)～7月12日(月)までにお願ひします。

### 年度更新手続

○労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、「令和2年度の確定保険料」と「令和3年度の概算保険料・一般拠出金（石綿健康被害救済法）」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

### 保険料の申告・納付

○保険料の申告・納付は最寄りの金融機関（銀行・郵便局）、労働基準監督署、ハローワーク（申告のみ）、社会保険・労働保険徴収事務センター（申告のみ）、または滋賀労働局労働保険徴収室において早めにお済ませください。

○なお、口座振替の事業場は、金融機関に申告書を提出することはできません。

○また、郵送による申告書の提出（滋賀労働局労働保険徴収室あて）、電子申請による申告も可能です。

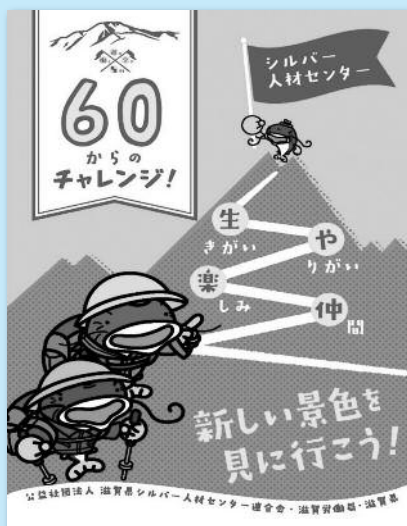
### 年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむを得ず開催を中止する場合がありますので、ご来場されるにあたっては滋賀労働局ホームページ、または労働保険徴収室までお問合せ願ひします。

	実施日時	会場	所在地	電話番号	
年度更新申告書の受付・相談会	6月7日(月)	9:30-16:00	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
	6月10日(木)	9:30-16:00	草津公共職業安定所 2階会議室	草津市野村 5丁目 17-1	077-562-3720
	6月16日(水)	9:30-16:00	甲賀市商工会 講習研修室	甲賀市水口町水口 5577-2	0748-62-1676
	6月18日(金)	9:30-16:00	高島市商工会 (本所) 第1相談室	高島市安曇川町田中 89	0740-32-1580
	6月22日(火)	9:30-16:00	守山商工会議所 101号室	守山市吉身 3丁目 11-43	077-582-2425
	6月24日(木)	9:30-16:00	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
	7月1日(木)	9:30-16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	0749-22-2500
	7月2日(金)	9:30-16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3367
	7月5日(月)	9:30-16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	0749-22-2500
	7月6日(火)	9:30-16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3367
	7月1日(木)～ 7月12日(月) の間の開庁日	8:30-17:15	滋賀労働総合庁舎 3階会議室 (大津労働基準監督署会議室)	大津市打出浜 14番 15号	077-522-6520 (労働保険徴収室)

【お問合せ先】 077-522-6520 滋賀労働局総務部労働保険徴収室

## シルバー人材センターからのお知らせ



### ◆技能講習 受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。初めての手話講習、ガーデニングスタッフ技能講習、介護送迎運転者講習、パソコン初級講習 等

### ◆会員募集

社会のために、自らのために、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

### 【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階  
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490  
URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>



労働相談 Q & A

テーマ

コロナ禍における『働き方改革』

2019年4月1日より、働き方改革関連法の一部が施行され、今や『働き方改革』は、大企業だけでなく中小企業にとっても重要な経営課題の一つとして世の中に認知されてきています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでの働き方が大きく見直されるタイミングでもあります。

「働き方改革どころじゃない!」と感じておられる事業者の皆さんも、今一度『働き方改革』に目を向けていただきたいと思います。このコロナ禍を乗り切るためにも、また、コロナ収束後においても、避けては通れない経営課題です。

質問

そもそも『働き方改革』とは、どのような改革でしたか？

回答

厚生労働省が2019年に発表した定義によれば、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革とされています。

質問

なぜ、今取り組まなければならないのでしょうか？

回答

近年、日本が直面している「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働くスタイルの多様化」などの課題や変化に、企業は対応していく必要があり、そのためには労働生産性の向上や従業員満足度向上を実現する環境づくりが求められています。

質問

『働き方改革』を実現するために、具体的にどのような法改正が行われましたか？

回答

- 主な法改正は次の3つです。
1. 年次有給休暇の時季指定 使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。
  2. 時間外労働の上限規制 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。
  3. 同一労働同一賃金 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

質問

会社に人事や労務に詳しい専任の担当者がいないのですが、どこか相談するところはありませんか？

回答

業種や各企業の個別の事情に応じて、どのように対応するのが望ましいか、専門家のアドバイスが欲しいところで。そんな事業者の皆さんの支援を行っているのが、各都道府県に設けられた「働き方改革推進支援センター」です。無料で専門家の社会保険労務士が相談に対応してくれます。是非ご活用ください。  
滋賀働き方改革推進支援センター（開所時間：平日9：00～17：00）  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階 滋賀経済産業協会内  
フリーダイヤル：0120-100-227

滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164** (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)  
**077-511-1402**

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時 ※令和3年4月から開設時間が変更になりました  
場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873  
URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>  
E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心  
③早期解決 ④現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日  
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日  
13：00～17：00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

広告



「人を大切にすることが、当たり前であるように。」  
滋賀県社会保険労務士会  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.sr-shiga.com/>